薬第２１９２号

平成３０年９月４日

各　　　　位

大阪府健康医療部長

大阪府証紙廃止に伴う手数料納付方法等の変更について

　平素は、大阪府薬務行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

　さて、これまで大阪府の手数料の納付に幅広く利用して頂いておりました大阪府証紙につきましては、近年の情報化の進展等に伴い、より便利な決済方法も普及してきていることから、平成30年10月１日付けで廃止（大阪府証紙徴収条例を廃止）されることとなりました。

　これに伴い、廃止日以降の薬務課における手数料の納付方法等を別紙のとおり変更いたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いします。

【お問い合わせ先】

薬局・医薬品販売業の許可申請等に関すること

薬務課　医薬品流通グループ　担当：奥村　　電話：06-6941-0351（内線　2552）

販売従事登録等に関すること

　　　　　薬務課　医薬品流通グループ　担当：長野　　電話：06-6941-0351（内線　2573）

医薬品・医薬部外品・化粧品・再生医療等製品の製造販売・製造申請に関すること

薬務課　製造審査グループ　担当：吉井　　　電話：06-6941-0351（内線　6305）

医療機器・体外診断用医薬品の製造販売・製造等申請及び再生医療等製品販売業申請に関すること

薬務課　製造審査グループ　担当：平岡　　　電話：06-6941-0351（内線　2554）

麻薬等及び毒劇物の申請等に関すること

薬務課　麻薬毒劇物グループ　担当：久米、藤江　電話：06-6941-0351（内線2558）